

議案第72号

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年松阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年松阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。